

令和8年9月25日

ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、令和8年10月1日から令和9年9月30日までの期間に係るふるさと納税の対象となる地方団体を以下のとおり指定したので、お知らせいたします。

区分	全団体数	うち指定の申出書 提出団体数	うち指定団体数
都道府県	47	46	46
市区町村	1,741	1,735	1,735
計	1,788	1,781	1,781

※ 指定の申出書の提出がなかった団体は、東京都、長野県須坂市、岡山県総社市、岡山県吉備中央町、佐賀県みやき町、長崎県雲仙市及び熊本県山都町です。

（連絡先）自治税務局市町村税課
担当：鳴田、小瀧
電話：03-5253-5669（直通）